

令和3年箕輪町告示第193号

箕輪町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年12月13日

箕輪町長

白鳥政徳

箕輪町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

箕輪町職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年箕輪町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中

5 妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める期間
6 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間（条例第5条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。第16条第2項の表において同じ。）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
7 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休憩し、又は補食するとき	その都度必要と認める時間
8 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

9 女性職員の出産	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
10 生後満 1 年に達しない子を育てる職員 でその子を育てる場合	1 日 2 回その都度必要と認める期間
11 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条及び別表において同じ。）の出産	町長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
12 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。この号及び第16条第 2 項の表の第 6 号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病的予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年につき 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間
13 要介護者の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年につき 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間
14 忌引	別表に定める期間内において必要と認める期間
15 父母の祭日	1 日の範囲内で必要と認める期間
16 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7 月 1 日から 9 月 30 日までの間において 3 日を超えない範囲内で必要と認める期間
17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通遮断及び家畜伝染病予防法	その都度必要と認める期間

(昭和26年法律第166号)による通行遮断	
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	上に同じ。
19 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	上に同じ。
20 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	上に同じ。
21 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障がい者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間
22 その他町長が定める場合	町長が定める期間

」を

「

5 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間
6 妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める期間
7 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間（条例第5条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。第16条第2項の表において同じ。）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
8 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休憩し、又は補食するとき	その都度必要と認める時間
9 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
10 女性職員の出産	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合においては、その期間を算入する）

	て医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
11 生後満 1 年に達しない子を育てる職員でその子を育てる場合	1 日 2 回その都度必要と認める期間
12 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条及び別表において同じ。）の出産	町長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
13 配偶者が出産する場合において当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間で 5 日の範囲内で必要と認める期間
14 小学校 6 学年修了前までの子（配偶者の子を含む。この号及び第 16 条第 2 項の表の第 6 号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年につき 5 日（その養育する小学校 6 学年修了前までの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間
15 要介護者の介護を行う職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年につき 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間
16 職員の親族（別表の死亡した者欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
17 父母の祭日	1 日の範囲内で必要と認める期間
18 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7 月 1 日から 9 月 30 日までの間ににおいて 3 日を超えない範囲内で必

	要と認める期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による通行遮断	その都度必要と認める期間
20 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	上に同じ。
21 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	上に同じ。
22 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	上に同じ。
23 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障がい者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障がい、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

常生活を支援する活動	
24 その他町長が定める場合	町長が定める期間

」に
改め、同条第2項中「前項の表の第11号及び第12号」を「前項の表の第12号から第14号まで」に改め、同条第3項中「第1項の表の第13号及び第14号」を「第1項の表の第15号及び第16号」に改める。

第12条第1項中「第9条第1項の表の第8号及び第9号」を「第9条第1項の表の第9号及び第10号」に改める。

第13条第1項中「第9条第1項の表の第22号」を「第9条の第1項の表の第24号」に改め、第2項中「第9条第1項の表の第8号」を「第9条第1項の表の第9号」に改め、第3項中「第9条第1項の表の第9号」を「第9条第1項の表の第10号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
(箕輪町職員の育児休業等に関する規則の一部改正)
- 2 箕輪町職員の育児休業等に関する規則(平成4年箕輪町規則第13号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第9条第1項の表の第10号」を「第9条第1項の表の第11号」に改める。